

環境部

1 公害対策 4-3

(1) 公害関係苦情事務

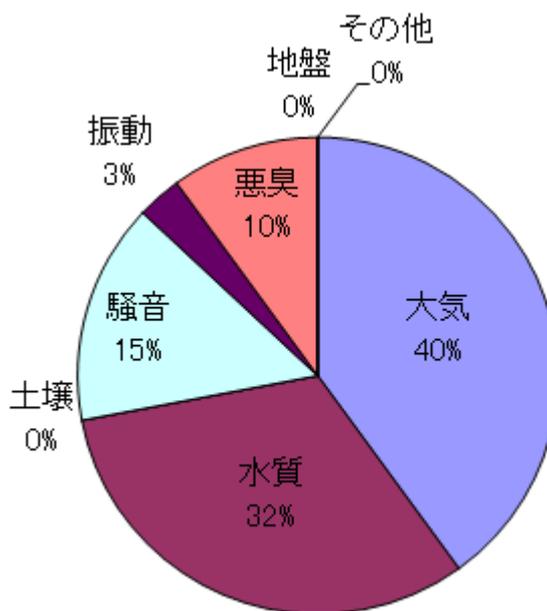
公害苦情紛争処理制度の一つとして、公害に関する苦情を紛争に発展する前の段階で迅速かつ適切に処理することにより、苦情申立者はもとより、地域住民の健康と生活環境を保持するという重要な役割を負っている。

近年の苦情の傾向としては、近隣住民同士のトラブルによるものが増加している。

<平成 29 年度公害苦情処理状況>

① 苦情処理件数

		29 年度	
		件	%
典型 7 公害	大 気	73	40
	水 質	60	32
	土 壌	0	0
	騒 音	28	15
	振 動	5	3
	悪 臭	19	10
	地 盤	0	0
その他		0	0
合 計		185	100



② 被害の種類別件数

区 分	健 康	財 産	動・植物	感覚的 心理的	その他	合 計
件 数	11	2	0	132	40	185

③ 発生源の用途地域別件数

	住居 地域	近隣 商業 地域	商 業 地 域	準 工 業 地 域	工 業 地 域	工 業 専 用 地 域	市 街 化 調 整 区 域	そ の 他	合 計
苦情 件数	50	9	14	9	1	1	86	15	185

(2) モニタリング業務

佐賀市の環境を客観的な数値等で把握するため、水質、騒音・振動、大気などの定期的な測定を行っている。

① 水質測定

ア 公共用水域水質調査

河川等の水質汚濁状況監視のため市内主要河川 86 地点で調査を実施

水域		年間調査回数	地点数		
河川	市内中心部		4	28	36
			12	8	
	南部地域	諸富町	4	5	32
		川副町	4	10	
		東与賀町	4	7	
		久保田町	4	10	
	北部地域	大和町	4	4	13
		富士町	4	5	
		三瀬地区	4	4	
湖沼	北山ダム	12	2	2	
海域	有明海	12	3	3	
			合計	86	

イ 河川農薬調査（9ヶ所：年1回）

田畑等の除草剤として用いられているシマジンによる水質汚染を監視するため河川の水質調査を実施

ウ 事業場等からの排水影響調査（6地点：年1～6回）

事業場から河川に排出された後の河川において水質汚濁状況監視のため6地点で調査を実施

エ 地下水調査（21ヶ所：年1回）

地下水汚染を監視するため調査を実施

オ 飲用井戸水監視地域調査（14ヶ所：年1回）

北部地域において飲用井戸水の地下水汚染を監視するため調査を実施

② 騒音・振動測定

ア 自動車騒音・振動調査（4ヶ所：年1回）

市内の道路に面した区域で道路交通に伴う騒音・振動の調査を実施

イ 一般環境騒音調査（3ヶ所：年1回）

市内の道路に面しない区域で一般環境騒音の調査を実施

ウ 自動車騒音常時監視（2区間：年1回）

市内の主な幹線道路における自動車交通等により発生する騒音を24時間連続測定し、道路に面する地域の環境基準達成状況を面的に評価

③ 大気測定（7ヶ所：年6回）

ガスパック法による二酸化窒素の測定を実施

(3) 各種届出

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく各種届出を受け付けている。

<平成 29 年度届出件数>

大気	水質	土壌	騒音	振動	公害防止	合計
1	112	17	49 (0)	39	2	220

* 大気は一般粉じんのみ

* 公害防止は公害防止主任管理者設置事業場を除く

* 騒音の()内の数字は、届出受付件数のうち県条例に基づくもの

(4) 立入調査

事業者の各法令遵守確認のため立入調査を実施し、監視指導を行っている。

<平成 29 年度立入調査件数>

大気	水質	騒音	振動	合計
4	47 (46)	0	0	51

* 水質の()内の数字は、立入調査件数のうち排水の水質検査を伴うもの

2 環境衛生

(1) 衛生害虫（蚊）防除業務 4-3

佐賀大学医学部に「蚊の駆除に関する基礎研究」を委託し、「幼虫期（ボウフラ等）に対し、低魚毒性かつ汚染の低い薬剤を散布する方法が最善である。」との報告結果に基づき、昭和 61 年度から河川・水路等における幼虫の発生調査を行い、発生が確認されれば、薬剤（昆虫成長制御剤、脱皮阻害剤）を散布する方法に切り替えて実施している。

防除期間は 4 月から 10 月までで、10 月は越冬蚊の防除を行っている。

○ 平成 29 年度 蚊防除対策事業集計表

	河川の状況			総薬剤使用量(kg)		調査回数 (延)	散布回数 (延)
	調査箇所	幼虫発生箇所数(単)	さなぎ発生箇所数(単)	昆虫成長制御剤(スミラブ)	脱皮阻害剤(ミディ)		
総計	1,704	383	140	66.8	18.0	19,380	1,020
通常	1,582	345	131	58.9	0.0	17,402	758
特別	122	38	9	0.0	15.1	1,342	141
越冬蚊	212	79	4	7.9	2.9	636	121

※ 「通常」とは、4 月から 9 月までの 6 ヶ月間、佐賀市内（長崎自動車道以南）を対象とし、調査・散布を行う防除。

※ 「特別」とは、同期間、前年度、特に多発した箇所並びに大きな河川を対象とし、動力噴霧器を使用し行う防除。

※ 「越冬」とは、10 月の 1 ヶ月間、今年度の「通常」で特に多量発生した箇所を対象とし、調査・散布を行う防除。調査対象河川は「通常」・「特別」の一部。

※ 調査回数・散布回数は、防除開始から終了までの延べ回数。

① 昆虫成長制御剤 蚊（幼虫）駆除用薬剤（スミラブ）

0.05～0.1PPM の濃度で蚊の発生箇所へ手で直接河川に散布する。

② 脱皮阻害剤 蚊（幼虫）駆除用薬剤（ミディ）

0.5～1.25PPM の濃度で蚊の発生箇所へ動力噴霧器にて直接河川に散布する。

※ どちらも、汚染が少なく、魚毒性も非常に少なく、蚊に抵抗力が付きにくい。

(2) 狂犬病予防注射及び犬の適正な飼育 4-3

① 犬の新規登録数及び狂犬病予防注射済数（平成 29 年度）

新規登録数	狂犬病予防注射済数
705 頭	6,945 頭

※ 犬の登録数 9,829 頭（平成 30 年 3 月 31 日現在）

※ 狂犬病予防法により犬の登録（生涯 1 回）及び年 1 回の狂犬病予防注射の接種が義務づけられている。

② 犬の登録手数料等（1頭につき）

登録手数料	狂犬病予防注射済票 交付手数料	鑑札再交付 手数料	狂犬病予防注射済票 再交付手数料
3,000円	550円	1,600円	340円

※狂犬病予防注射料別途2,600円（佐賀県獣医師会等）

③ 犬に関する苦情件数等（平成29年度）

苦情件数						
放し飼い	吠え声	咬傷事故	フンの放置	徘徊犬	その他	合計
16件	4件	0件	8件	4件	4件	36件

※平成20年10月1日から市による犬の引き取りは廃止

④ 犬のしつけ方教室

犬の飼い主が犬に対する正しい認識をもって飼育できるように犬のしつけ方教室を開催している。佐賀市役所前公園など市内各所で開催した。

○ 平成29年度実績

開催数	参加者数
10回	158名

⑤ 動物との共生啓発イベント

1) 動物愛護啓発のためのパネル展示

野良猫や、殺処分の現状などを知らせることで、動物愛護について啓発した。

2) 動物関連グッズのフリーマーケット

グッズを売り上げることで、保護犬猫の医療費の補助に利用した。

3) 犬猫の譲渡会

飼い主のいない犬猫を希望者に譲渡した。

4) ペット健康相談コーナー

獣医師によるペット相談コーナーを設置した。

5) 犬猫飼い方相談コーナー

トレーナーやボランティア団体による犬と猫に関する飼い方相談コーナーを設置した。

開催日：平成30年3月25日

場 所：佐賀市清掃工場

参加者：約300名

(3) その他の業務 **4-3**

① 地域猫推進事業

地域猫活動とは、地域住民の方々が、野良猫の不妊・去勢手術、エサの管理、フン尿の清掃など、これ以上野良猫が増えないようにしたうえで適正な管理を行い、野良猫による被害のない住み良い街づくりを目指す活動である。

市では、平成21年度から「地域猫推進事業」を導入し、地域住民の合意のもとに自治会または3人以上のグループで活動に取り組む場合、不妊・去勢手術の全部、または一部について助成を行なっている。

年 度	助成団体数	助成頭数	助成頭数累計
平成 29 年度	28 団体	147 匹	1,285 匹

野良猫は、飼い猫が外に出ることにより増加する一面があるため、市では平成 24 年度から、「飼い猫に対する不妊・去勢手術助成金事業」を導入した。これにより飼い猫の適正飼養を推進し、野良猫の増加を抑える一助としている。

年 度	助成者数	助成頭数	助成頭数累計
平成 29 年度	69 人	84 匹	503 匹

市等が管理する公園等に生息する野良猫が多数存在し、野良猫の増加にも影響していることから、市内の公園等に生息する野良猫の不妊・去勢手術を実施する団体に対し、平成 27 年度から、手術費用の全部について助成を行っている。

年 度	助成団体数	助成頭数	助成頭数累計
平成 29 年度	1 団体	48 匹	132 匹

② カラス対策事業

カラスによる繁殖期中（4 月～7 月）の威嚇攻撃から市民の安全を確保する対策として、平成 22 年度からヒナの捕獲や卵、巣の撤去を行っている。

○ 平成 29 年度対応実績

雛の捕獲	巣の撤去	卵の回収
40 羽	18 箇所	7 個

○ 平成 29 年度カラス捕獲処分数

平成 26 年度から、カラスによる生活被害を軽減するため、箱わなを使用したカラスの捕獲・駆除事業を実施している。

年 度	ハシブトガラス	ハシボソガラス	ミヤマガラス	合計
平成 29 年度	179 羽	650 羽	0 羽	829 羽

3 環境マネジメントシステムの普及 4-1

(1) 取り組みの理由

「IS014001」や「エコアクション21（EA21）」等の環境マネジメントシステム（EMS）は、事業者が事業活動における環境への負荷を減らすための有効な手段である。本市では、市内企業へのEMS普及を積極的に図り、事業者の自主的な環境活動を促進することで、佐賀市全域の環境負荷の低減を目指している。市役所自身も、旧佐賀市にて平成14年3月にIS014001適合事業所として認定を受け、環境施策の進捗管理を行うとともに、職員一人ひとりが環境問題への認識を深め、省エネルギー・省資源等に取り組んできた。平成22年度からは、IS014001をベースとした独自の環境マネジメントシステムを運用し、引き続き環境負荷の低減に取り組んでいる。

(2) 佐賀市環境マネジメントシステムの仕組み

ISO（国際標準化機構）が定めた環境管理の国際規格であるIS014001をベースに市役所が独自に構築した環境マネジメントシステムである。市役所では、まず市長が環境保全の将来方向（環境方針）を決め、各部局で重点目標及び具体的な取り組みを設定し、これを達成するために環境組織を作って実行している。そして、これが確実に行われているのかをチェックし、必要に応じてシステムを見直し、改善を行っていく。

(3) 市内事業所への環境マネジメントシステムの普及

環境マネジメントシステムの認証を取得した市内の事業所は、平成29年度末までに123事業所ある（現在運用中の事業所は56）。佐賀市では、市内事業所に対してエコアクション21を普及するため、エコアクション21の認証を初めて取得する市内の事業者を取得経費の一部を助成している。平成29年度は助成金を活用する事業者はいなかった。

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
認証取得事業所数（延べ数）	105	111	114	116	119	122	123

※エコアクション21とは、IS014001規格をベースとしつつ、より広範な中小企業、学校、公共機関などが取り組めるように環境省が策定した環境経営システム。省エネルギー、廃棄物の削減・リサイクル、節水及びグリーン購入等への取り組みを必須の要件とし、環境活動レポートを作成して公表することなどが規定されている。

(4) 市役所自身の取り組み

市役所では、平成21年度までは国際規格IS014001に基づき構築した環境マネジメントシステムを運用してきた。平成22年度からは独自システムを運用しており、環境に配慮するための目標を設定し、その目標達成のため職員一人ひとりが日々努力している。

市役所の事務事業に伴い発生する温室効果ガス排出量のうち、施設のエネルギー使用によって発生する温室効果ガス排出量の過去4年分の推移を下表に示す（廃棄物の焼却や下水の処理等に伴う排出分は含まれない）。温室効果ガス排出量は、排出係数の小さい電力会社への切り替え等により、減少傾向にある。

- 対象施設：市役所本庁舎、支所庁舎（諸富・大和・富士・三瀬・川副・東与賀・久保田）、図書館、清掃工場、衛生センター、交通局、上下水道局、下水浄化センター、富士大和温泉病院などの施設。指定管理施設も含む。

		使用量 (A)				排出係数 (B)				温室効果ガス排出量(t-CO ₂) (A)×(B)×0.001			
		H26	H27	H28	H29	H26	H27	H28	H29	H26	H27	H28	H29
電 気 の 使 用	九州電力(kWh)	31,758,987	30,437,821	24,957,364	22,204,943	0.613	0.584	0.509	0.462	19,468	17,776	12,703	10,259
	荏原環境プラント(kWh)	5,293,878	6,601,071	13,804,386	16,112,242	0.000	0.266	0.163	0.081	0	1,756	2,250	1,305
	イーレックス(kWh)	181,634	226,970	574,467	518,414	0.500	0.662	0.555	0.501	91	150	319	260
	日本テクノ(kWh)	0	0	106,268	306,777	0.482	0.532	0.358	0.401	0	0	38	123
	伊藤忠エネクス(kWh)	0	0	85,087	160,966	0.380	0.568	0.489	0.570	0	0	42	92
	エネット(kWh)	160,021	0	0	0	0.423	0.454	0.418	0.405	68	0	0	0
	購入電力量(kWh)	37,394,520	37,265,862	39,527,572	39,303,342					19,627	19,682	15,352	12,039
	自家発電(kWh)	26,885,091	22,529,700	19,627,378	19,745,487	0	0	0	0	0	0	0	0
	使用電力量(kWh)	64,279,611	59,795,562	59,154,950	59,048,829					19,627	19,682	15,352	12,039
燃 料 の 使 用	灯油(ℓ)	317,739	311,007	284,908	321,665	2.49	2.49	2.49	2.49	791	774	709	801
	軽油(ℓ)	2,124	1,888	2,304	4,411	2.58	2.58	2.58	2.58	5	5	6	11
	A重油(ℓ)	442,976	371,111	321,580	355,850	2.71	2.71	2.71	2.71	1,200	1,006	871	964
	LPガス(kg)	224,750	259,246	228,358	217,063	3.00	3.00	3.00	3.00	674	778	685	651
	都市ガス(m ³)	489,079	466,277	514,620	532,496	2.16	2.16	2.16	2.16	1,056	1,007	1,112	1,150
合計									23,353	23,252	18,735	15,616	

※平成 29 年度の電気の使用に係る排出係数はまだ公表されていないため、平成 28 年度の排出係数を用いて算出している。

4 温暖化防止対策の推進 4-1

(1) 佐賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。平成 9 年 12 月に採択された京都議定書を受けて、平成 10 年 10 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体は、その事務事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画の策定と、実施状況の公表が義務づけられている。

これに基づき、佐賀市では平成 21 年 3 月に「佐賀市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出抑制に取り組んできたが、計画期間が経過したため、目標等を見直した「第 2 次佐賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を平成 28 年 7 月に策定し、市の事務事業に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減への取り組みを進め、環境への負荷の少ない、持続的に発展する循環型社会の構築を目指している。

【目標】

市の事務事業に伴い発生する温室効果ガス総排出量を、2024 年度までに 2013 年度比で 13.3%削減する。

(2) 佐賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定

佐賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）と同様に、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、佐賀市では平成 22 年 3 月に「佐賀市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市域内の温室効果ガス排出抑制に取り組んできたが、本計画の計画期間が経過したため、平成 30 年度に「佐賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、引き続き温室効果ガス排出抑制に取り組んでいく。

(3) 省エネルギーの推進（平成 29 年度実績）

佐賀市では、「佐賀市環境行動指針」に関する「出前講座」等により、市民・事業者を対象とした省エネ行動の啓発活動を実施している。また、長寿命で消費電力が少ない「LED照明」への切り替え等、省エネ設備の導入を推進しエネルギー消費量の削減を図っている。

① 出前講座実績

実施回数：4回 参加者数：116人「佐賀市環境行動指針」に関する出前講座を実施。

② LED照明の普及推進

自治会がLED防犯灯を新設及び補修する場合に助成金を支給した。

【実績】新設 114 灯、補修 37 灯

③ 市施設の省エネルギー推進の取り組み

市役所自身も省エネの取り組みや再生可能エネルギーの導入を進めている。

ア 小学校の省エネ改修

市内 7 校（西与賀小、金立小、若楠小、日新小、北川副小、新栄小、本庄小）において、耐震補強などの校舎改修に併せて、照明器具のLED化を行い、照明高効率化や電気使用量の低減を図っている。

イ 自歩道照明の高効率化

市の自動車道、歩道で器具不良の照明 463 個を L E D 照明に交換した。

ウ 証明書発行時等の省資源化

コンビニエンスストアでの証明書発行や市税納入時の口座振替利用を促進し、申請書や納付書の削減による省資源化を目指している。

(4) 再生可能エネルギーの推進

地球温暖化やエネルギー問題に対処するために、エネルギー消費の削減とともに「再生可能エネルギーの創出」はその対処方法として大きな柱となっている。このため佐賀市では、公共施設への再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、市内への再生可能エネルギーの普及を図っている。なお、佐賀市の施設で導入している再生可能エネルギーは下記のとおり。

ア 廃棄物発電（平成 15 年 3 月導入）

佐賀市清掃工場では、ごみを燃やした際に発生する熱を利用して廃棄物発電を行っている。発電した電気は清掃工場や健康運動センターで消費され、余った電気は電力会社を通して市内の小中学校に供給されている。

イ 廃棄物熱利用（平成 15 年 3 月導入）

ごみを燃やした熱は、廃棄物発電の他に、健康運動センター内の温水プールの水を温めることにも利用されている。温水プールに必要な熱は、全てごみを燃やした熱でまかなっており、温水プールの運営にボイラー等を使用しないため、その分温室効果ガス排出量を削減している。



健康運動センター



温水プール

ウ バイオディーゼル燃料製造装置（平成 16 年 3 月導入）

家庭から出る使用済みてんぷら油からバイオディーゼル燃料を製造し、市のごみ収集車や市営バスの燃料として使用している。



燃料スタンド



燃料製造機

エ 太陽光発電

1	市立図書館	30 k W (平成 22 年 5 月 導入)
2	本庁舎東側駐車場	3.4 k W (平成 23 年 10 月 導入)
3	南川副公民館	10 k W (平成 24 年 3 月 導入)
4	兵庫小学校	10 k W (平成 25 年 3 月 導入)
5	成章中学校	10 k W (平成 25 年 3 月 導入)
6	神野第 2 浄水場	100 k W (平成 25 年 3 月 導入)
7	嘉瀬公民館	10 k W (平成 25 年 4 月 導入)
8	春日北公民館	10 k W (平成 26 年 4 月 導入)
9	神野公民館	10 k W (平成 26 年 4 月 導入)
10	本庁舎	40 k W (平成 26 年 10 月 導入)
11	新栄公民館	10 k W (平成 27 年 4 月 導入)
12	久保泉公民館	10 k W (平成 29 年 3 月 導入)



市立図書館

オ 消化ガス発電 (平成 23 年 4 月より稼動)

下水浄化センターでは、下水処理の過程で発生する消化ガスを使って発電し、発電した電気で、施設で使用する電力を補っている。また、発電設備の余熱を利用した消化槽の加温を行い、熱効率の向上を図っている。



消化ガス発電設備

カ 小水力発電 (平成 27 年 3 月より稼動)

佐賀市清掃工場では、機器を冷却するために循環している水を利用して小水力発電を行っており、発電した電気は電力会社を通して市内の小中学校に供給されている。



小水力発電設備

(5) 電気自動車の普及促進

平成 23 年度に設置した三瀬温泉やまびこの湯の充電設備及び平成 26 年度に設置した富士支所、道の駅大和そよかぜ館、諸富文化体育館、久保田特産物直売所味らん館の充電設備の維持管理を行った。

5 バイオマス産業都市さかの構築 4-1

(1) バイオマス産業都市さが

平成 24 年 9 月に関係 7 府省が共同で取りまとめたバイオマス事業化戦略において、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を推進することとされた。本市では、平成 26 年 7 月に「佐賀市バイオマス産業都市構想」を策定し、平成 26 年 11 月にバイオマス産業都市の認定を受けた。

① 佐賀市バイオマス産業都市構想の目指す将来像

暮らしから発生するごみ・排水、森林や製材所の未利用木材など「廃棄物であったものがエネルギーや資源として価値を生み出しながら循環するまち」を構築することで、環境の保全と経済の発展が両立するまちの実現を目指す。

② 将来像実現のための基本方針

- ・ごみ処理施設や下水処理施設などの既存施設の活用
- ・行政が仲介役を果たし企業間連携を実現

③ 事業化プロジェクト

- ・清掃工場二酸化炭素分離回収事業
- ・木質バイオマス利活用事業
- ・下水浄化センターエネルギー創出事業
- ・微細藻類培養によるマテリアル利用及び燃料製造事業
- ・家畜排せつ物と事業系食品残さとの混合堆肥化事業
- ・事業系食品残さと有機性汚泥の混合利用事業

(2) 清掃工場二酸化炭素分離回収設備維持管理事業

ごみ処理で発生する排出ガスから二酸化炭素を回収し、二酸化炭素の排出を抑制するとともに、資源として農作物の栽培や藻類の培養などに活用することを目的に、日量 10t の二酸化炭素を回収できる設備を整備した。回収した二酸化炭素は、藻類培養施設へ販売供給を行っており、平成 31 年度からは環境制御型の農業施設への販売供給も予定している。



(3) 藻類産業拠点地整備事業

清掃工場北側の約 21 ヘクタールの農地を藻類培養関連施設の用地として整備し、藻類培養を行う企業を誘致することで、雇用の創出と地域活性化に繋げることを目的としている。

また、当該施設用地の基盤整備とあわせて、水路および道路などの周辺環境の整備も行うこととしている。



(4) 微細藻類の利活用による産業創出

低炭素社会の実現と新たな産業の創出を両立する「藻類によるまちづくり」を目指し、平成29年7月に、産業化に向けた産官学金の連携組織である「さが藻類バイオマス協議会」を設立した。また、平成30年3月には、藻類の培養から加工抽出、利活用に関する研究開発拠点となる「さが藻類産業研究開発センター」を佐賀大学構内に設置し、両組織が連携することで研究成果を産業へ繋げていくためのフレームワークを進めている。



(5) 下水浄化センターエネルギー創出事業

下水浄化センターでは、平成 23 年度から下水道の汚泥を活用した消化ガス発電を開始し、施設全体で消費する電力の約 40%を生み出している。今後の新たな取り組みとして、下水道資源と地域のバイオマスを活用し更なる電力自給率の向上に努めるほか、下水道由来の資源を農業や藻類培養などに有効利用することで、温室効果ガス削減と地域の活性化を目指していく。



6 自然環境保全活動の推進 4-1

市が実施する公共工事が自然環境や野生の動植物に及ぼす影響の低減を図るため、動植物の専門家から助言をいただき、工事の参考にしている。

(1) 全体の流れ

- ① 公共工事予定についての情報提供（事業課）
- ② 調整が必要な事業を抽出（環境政策課・事業課）
- ③ 抽出した事業の自然環境調査（環境政策課・事業課）
- ④ 自然環境懇話会を開催、専門家から助言を受ける（環境政策課・事業課）
- ⑤ 環境政策課所見を報告（環境政策課）
自然環境懇話会委員の意見及び調査結果を参考に環境政策課所見を検討し、結果を事業課へ報告する。
- ⑥ 実施内容の検討、実施・施工（事業課）
環境政策課所見を基に、対応の可否や内容について事業課において検討、実施・施工する。
- ⑦ 工事後、環境保全措置の内容を自然環境懇話会へ報告（環境政策課・事業課）
- ⑧ 工事後の自然環境調査
- ⑨ 自然環境懇話会で自然環境調査結果を基に工法等について検証（環境政策課・事業課）

(2) 佐賀市自然環境懇話会

動植物等の専門家（佐賀市自然環境懇話会委員）からなる「佐賀市自然環境懇話会」を設置し、各公共工事に対して専門家から助言を受けている。

委員は次の事項について検討し、助言を行う。

- ① 自然環境の保全に関すること。
- ② 自然環境の調査に関すること。
- ③ 自然環境に関する教育、啓発に関すること。
- ④ その他自然環境に関して必要と認められること。

なお、平成 29 年度の実績は以下のとおり。

- ・委員数 4 名
- ・開催数 2 回
- ・検討件数 合計 35 件

7 ラムサール条約湿地賢明利用推進事業 4-1

国際的に重要な湿地として、平成 27 年 5 月に「東よか干潟」がラムサール条約湿地に登録された。

湿原、沼沢地、干潟等の湿地は、多様な生物を育てており、水鳥の生息地として重要である。多くの水鳥は、国境を越えて渡りをすることから、湿地とそこに生息する生態系を保全する国際的な取り組みとして、1971 年に「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が採択された。条約が採択された場所がイランのラムサールであったことから、一般的に「ラムサール条約」と呼ばれている。

この条約は、湿地と生態系の保全だけでなく、そこから得られる恵みを人々の生活に持続的に利用することを目的としている。

平成 30 年 8 月現在、締約国は 170 カ国で、日本では 50 カ所の湿地が登録されている。

東よか干潟の価値が国際的に認められたことで、多くの人々が有明海や干潟に目を向け、その価値や魅力について再認識し、有明海の保全・再生のきっかけの一つになることが期待される。

市では、干潟の保全を図るとともに、自然環境学習の場や観光資源としての利活用を図り、地域振興に繋げる取り組みを推進する。

(1) 東よか干潟の概要

- 東与賀町南端の有明海沿岸から沖合に広がる広大な泥干潟
- ムツゴロウやワラスボなどの魚類や、シオマネキなどの底生生物が多く生息し、地域特有の伝統的な漁法による漁業が営まれている。
- クロツラヘラサギ、ズグロカモメ、ツクシガモなどの絶滅危惧種を含む水鳥の国内有数の渡りの中継地・越冬地であり、シギ・チドリ類の渡来数は日本一
- 秋の紅葉が美しい塩生植物シチメンソウ（絶滅危惧種）の国内最大の群生地

登録	平成 27 年 5 月 29 日（日本時間）
登録面積	218 h a
湿地のタイプ	干潟
保護の制度	国指定鳥獣保護区特別保護地区

(2) ラムサール条約の 3 つの柱

保全・再生	動植物の生息地としてだけでなく、私達の生活を支える重要な自然環境として、湿地を保全・再生していくことが重要である。
ワイズユース (賢明な利用)	湿地を守るために厳しく規制するのではなく、湿地から得られる恵みなどを利用しながら、人と自然環境が永続的に共存することを求めている。
交流・学習 (CEPA)	湿地の保全やワイズユースのために、交流、能力養成、教育、参加、普及啓発（CEPA：Communication, Capacity building, Education, Participation and Awareness）を進めることが重要である。

(3) 東よか干潟の環境保全及びワイズユースの推進

○東よか干潟環境保全及びワイズユース計画

東よか干潟の豊かな自然環境を郷土の、そして世界の財産として守り、未来へ引き継ぐとともに、観光、教育、研究、交流の拠点となることを目指し、東よか干潟に関わる関係者、市民及び行政が、相互に連携・協力しながら、東よか干潟の環境保全とワイズユースを進めていくための指針となる計画を平成 30 年 3 月に策定。

○東よか干潟環境保全及びワイズユース検討協議会

東よか干潟の保全及びワイズユースを促進することを目的とした組織。地域住民、学識者、研究者、農協、漁協、野鳥の会、商工会、観光協会、NPO 等、17 団体の 23 人で構成。

(4) 計画に基づく主な取り組み（平成 29 年度実績）

○「保全・再生」関係

- ・東よか干潟底生生物調査

東よか干潟の環境情報を収集するため、底生生物の実態調査を実施した。

- ・東与賀海岸清掃の活動支援

企業やボランティアが主体となって実施する清掃活動を支援した。

○「ワイズユース（賢明な利用）」関係

- ・「第 8 回アジア湿地シンポジウム 2017」の開催支援

国内では 25 年ぶり 2 回目の開催となったアジア湿地シンポジウムの本市開催を支援し、アジア地域をはじめとする国内外の湿地保全関係者の連携を強化した。

- ・「アジア湿地シンポジウム 2017 公開シンポジウム in 佐賀」の開催

「第 8 回アジア湿地シンポジウム 2017」の最終日に市民向けのシンポジウムを開催し、東よか干潟の利活用に関する市民の理解の醸成や主体的な取組の促進を図った。

○「交流・学習」関係

- ・東よか干潟ラムサールクラブの運営

将来のリーダー育成を目的に、市内小学 4 年生から中学 3 年生を対象とした東よか干潟ラムサールクラブを運営し、子ども達に干潟や生き物などについて学習・体験する機会を提供した。

- ・東よか干潟ボランティアガイドの運営

東よか干潟の価値や魅力を現地で伝える東よか干潟ボランティアガイドを運営し、来訪者の満足度向上とリピーターの確保に繋げた。

- ・東よか干潟ボランティアガイド養成講座の実施

東よか干潟の価値や魅力を現地で伝える東よか干潟ボランティアガイド養成講座（第 2 期）を開催し、ガイド体制の充実を図った。

- ・東よか干潟ガイダンスルームの運営

東よか干潟の価値や魅力を映像やパネル等により発信するための展示スペースである東よか干潟ガイダンスルームを運営し、展示物の説明や施設の管理を行った。

8 「トンボ王国・さが」づくり事業 4-1

佐賀市は網の目のように張り巡らされた河川やクリークを有している。平成元年にふるさと創生事業に取り組むにあたり、多様な水辺を愛する市民のシンボルとして「トンボ」を掲げた。豊かな水辺環境を積極的に活かした街づくりを推進するため、「トンボ王国・さが」づくりに取り組んでいる。

(1) 平成 29 年度事業内容

① とんぼ教室

	月 日	内 容	場 所
第 1 回	5 月 14 日 32 名	金立公園は池や湿地、小川など多様な水環境があり、それぞれの環境に生息するトンボを採集した。	金立公園
第 2 回	5 月 28 日 26 名	アオハダトンボやハグロトンボなどのトンボの採集と、クリークで魚を採集した。	多布施川周辺
第 3 回	7 月 2 日 30 名	トンボの標本を作製した。	佐賀市清掃工場
第 4 回	7 月 23 日 32 名	山間部のトンボを観察した。	音無湿地
第 5 回	8 月 6 日 22 名	第 1 回と同じ場所での採集を通し、季節が違えば見られるトンボの種類も違うことを学んだ。	金立公園

② トンボ写真コンクール

ア 第 28 回トンボ写真コンクール

i 応募総数 549 点（一般部門：510 点、ジュニア部門：39 点）

ii 入賞作品展示 場 所：佐賀市立図書館 2 階中央ギャラリー
期 間：平成 29 年 10 月 6 日（金）～17 日（火）

イ トンボカレンダー 入賞作品を掲載したカレンダーを作製し、公共施設等に配布した（1,000 部作製）。また、1 部 200 円で販売した。

③ トンボ保全活動

佐賀県が準絶滅危惧種に指定するトンボ「ミヤマアカネ」を保全するため、富士小学校 5 年生と富士中学校 2 年生が生息地の環境を整備した。

④ 白石原湿原の維持管理

佐賀市久保泉町下和泉にある白石原湿原は農業用水として活用されているが、適切な維持管理が行われていなかったため、ヨシやマコモが過度に繁茂し、ベッコウトンボ（環境省絶滅危惧 I A 類）が生息できなくなったと考えられている。

そこで平成 13 年度に環境省及び佐賀県の助成を受け、土砂浚渫、周辺林の整備、観察施設整備等を行った。

平成 15 年 10 月からは再陸化が進行しないよう、池内外の除草等の維持管理を行っている。
平成 17 年度からは地元任意団体「白石原トンボ生せい会」による維持管理が始まり、地域をあげて環境保全に取り組んでいる。

○ 名 称：白石原湿原 ○ 面 積：約 20,000 m²

平成 13 年度	8 月	佐賀県生物多様性保全事業費補助金交付決定
	10 月	白石原湿原整備工事着工
平成 14 年度	7 月	白石原湿原整備工事竣工
平成 15 年度	10 月	業者委託による維持管理業務開始
平成 17 年度	4 月	白石原トンボ生せい会へ維持管理業務の一部を委託開始
平成 28 年度	5 月	注意喚起の看板を設置
平成 29 年度	2 月	トンボと野鳥の案内板を改修

9 学校教育における環境学習 4-1

持続可能な社会を実現するためには、子どもたちが身近な体験の中から環境問題を学び、正しい知識を身につけ、その成果を生活に結び付けられる環境学習を行うことが必要である。このため、全佐賀市立小中学校における継続的な学習システムの普及に、佐賀市教育委員会と連携して取り組んでいる。

学校生活において子どもたちが自ら環境保全活動を企画・実践し、環境にやさしい学校づくりを目指す「佐賀市学校版環境 I S O」制度を平成 14 年度に設けた。平成 22 年度中に、全佐賀市立小中学校（53 校）が認定を受けている。

(1) 平成 29 年度事業内容

① 教職員対象研修会の開催

- ア 小中学校環境教育担当者研修会（年 1 回）
- イ 環境教育指導者研修会（小中学校の環境教育担当者及び小学 4 年生の担任が対象）

② 環境学習の成果発表

- ア 子ども環境作品展（マイバッグ部門、環境ポスター部門）
- イ 子ども環境活動発表会（佐賀市環境保健推進大会において発表）
〔平成 29 年度発表校〕赤松小・西川副小・東与賀小

③ 佐賀市学校版環境 I S O

- ア 平成 29 年度佐賀市学校版環境 I S O 審査
 - i 報告審査 1 15 校
 - ii 報告審査 2 15 校
 - iii 更新審査 21 校
- イ 佐賀市学校版環境 I S O 活動表彰事業
 - i 最優秀校：久保泉小学校
 - ii 優秀校：金立小学校
 - iii 優秀賞：城北中学校

④ その他

- ア 小学校副読本「くらしとごみ」作成、配布
- イ 保育園・幼稚園児向け「たのしくまなべるかんきょうぬりえ」配布
- ウ 佐賀市清掃工場等見学バス借上げ事業

10 大学と連携した環境学習の推進（佐賀環境フォーラム）

4-1

今日、環境問題に対する市民意識は年々高まってきている。しかし、環境に関する情報の中には一方的な見解も多く、これを安易に受け入れ、逆に狭い見にとらわれてしまうことも少なくない。

このため、佐賀市と佐賀大学では、様々な情報が交錯するなかで環境に関する正しい認識を培い、理解を深めて行動して欲しい、そして、学生と市民などの問題意識を把握することで、今後の行政施策、大学の研究テーマ等に反映させていきたいとの思いから、互いのノウハウを生かしながら「佐賀環境フォーラム」を平成13年度から開催している。

佐賀環境フォーラムは、「講義」「現地見学会」「体験講座」「ワークショップ」で構成し、市民と大学生が同じ教室で学ぶという形式で実施している。

(1) 平成29年度事業内容

受講者：一般12名、法人3社、スポット受講60名、学生40名

① 【講義】 ー産学官分野から人材を迎えた講義ー

「講義」は、働いている市民の方でも参加しやすいよう、夜6時30分から開始している。講師は、環境について様々な視点から勉強できるよう、佐賀大学の教授陣のほかに、他大学の教授陣、企業の担当者など、各分野から人材を迎えている。

回	日程	講義内容	所属等	講師名
1	5月11日(木)	環境問題概論、フォーラム概要説明	佐賀大学 総合分析実験センター准教授 佐賀環境フォーラム実行委員会 事業部長 水環境班、えこい、ちやがさいせい、シックスクール、温暖化防止ネット、さが環境推進センター、元気満気活気の会	兒玉 宏樹 氏
2	5月16日(火)	佐賀県の外来魚	九州大学大学院農学研究院 アクアフィールド科学研究室助教	鬼倉 徳雄 氏
3	5月18日(木)	海洋エネルギー開発の現状	佐賀大学 海洋エネルギー研究センター 准教授	今井 康貴 氏
4	5月23日(火)	ドイツの環境NPO最新事情	一般財団法人セブン-イレブン記念財団 地域活動支援事業マネージャー	小野 弘人 氏
5	5月25日(木)	生物多様性の保全と持続可能なパーム油から 創り出された次世代界面活性剤の開発	サライ株式会社 総務人事本部 産学官連 携事業部 兼 環境事業推進室 部長	竹内 光男 氏
6	5月30日(火)	住宅の熱環境と健康	佐賀大学大学院 工学系研究科 都市工学専攻 教授	小島 昌一 氏
7	6月1日(木)	“捨てる人は捨てない” ボランティアリズムの想い	壱岐島おこし応援隊“チーム防人”代表	中山 忠治 氏
8	6月8日(木)	「排出ゼロ」をめざすパリ協定と温暖化対策の今	特定非営利活動法人気候ネットワーク 京都事務所 研究員	伊与田 昌慶 氏
9	6月15日(木)	「食品ロス」の現状とフードバンクの取組み	NPO法人フードバンクかごしま 代表理事	原田 一世 氏
10	6月22日(木)	マクロベントスにスポットを当てて沿岸海域の環 境問題を考える	佐賀大学 低平地沿岸海域センター 特任助教	折田 亮 氏
11	6月29日(木)	持続可能な発展へ向けて ー環境問題を経済学の観点から考えるー	佐賀大学 経済学部 経済学講座 准教授	谷 晶紅 氏
12	7月6日(木)	深化する共生農業と循環社会	株式会社アミダ持続可能経済研究所 主任研究員	本多 清 氏

② 【現地見学会】・【体験講座】 —環境問題を現場で学ぶ—

現地で実際に見て体感してもらうことで、机上の環境問題と自分の身近な環境とを直接結びつけて考えてもらうことを目的に現地見学会及び体験講座を実施している。

現地見学会では実際に佐賀県近郊の様々な箇所へ赴き、体験講座では自然観察やごみの実態調査を行った。

【現地見学会】

日程：平成 29 年 8 月 9 日

午前) 福岡市中部水処理センター (福岡市中央区)

午後) まみずピア (福岡市東区)

【体験講座】

・環境学習会

日程：平成 29 年 5 月 27 日

内容：佐賀市神野公園の大池を池干しし、外来生物の駆除および水生生物調査を実施。

・ごみ探検隊

日程：平成 29 年 6 月 18 日

内容：佐賀大学本庄キャンパス内のごみの分別調査・研修・意見交換を実施。

③ 【グループワークショップ】～聞くだけでなく自ら調べることで問題の本質を把握～

「グループワークショップ」は、参加者がグループに分かれ、それぞれに研究テーマを決めて研究活動をするものである。単に講義を受けるだけでなく、何が本当に正しいのかを自ら調べることで環境問題の本質を把握してもらうことを狙いとしている。

この研究の成果は、佐賀大学の目的志向型研究や佐賀市の環境施策に役立てられている。

【研究テーマ (全 4 テーマ)】

・環境教育

・水環境

・チャリツーリズム

・シックスクール

④ 【インターンシップ型ワークショップ】～実際に NPO 法人の活動を体験～

「インターンシップ型ワークショップ」は平成 22 年度から新たに実施され、佐賀大学生が環境系 NPO 法人の活動を実際に体験することで、より身近に環境問題について学ぶものである。

【派遣先 NPO 法人 (全 3 団体)】

・元気・勇気・活気の会「三気の会」

・温暖化防止ネット

・さが環境推進センター

⑤ イベント

【第 46 回佐賀城下栄の国祭り「きてみん祭ビッグパレード」】平成 29 年 8 月 6 日

きてみん祭ビッグパレードへ参加し、佐賀環境フォーラムの PR を行うとともに、環境にやさしい行動の実践を呼びかけた。

【平成打ち水夏の陣 2017】平成 29 年 8 月 6 日

広く打ち水の実施を呼びかけることにより、環境に配慮する意識を向上してもらうきっかけとした。また、市民から提供を受けた浴衣を参加者 (外国人) にプレゼントをし、

リユースの取り次ぎをした。

【2017 さが環境フェスティバル】平成 29 年 10 月 14 日、15 日

- ・水環境班

身近な水辺にすむ生きもの紹介（水槽・パネル）、ホタル等の調査研究活動紹介、ホタルに関するクイズや折り紙等の工作教室を実施。

- ・環境教育班

環境紙芝居の上演、チリメンモンスター教室、ゴミ分別ゲームを実施。

- ・チャリツーリズム班

自転車の無料点検を実施。

1 1 環境配慮意識の高揚 4-1

『環境に関する様々な情報を市民等へ幅広く提供し、環境に配慮しようとする意識を高め、正しい知識に基づき行動する市民を育成する』ことを目的に、多数の来場者が見込めるイベントを活用し、よりたくさんの市民に対して環境問題を啓発すべく、さが環境フェスティバルを開催した。

(1) さが環境フェスティバル

- ①期間 平成 29 年 10 月 14 日（土）・10 月 15 日（日）
- ②場所 佐賀県立森林公園
- ③実績 総入場者数 9,257 人
- ④内容 市民・事業所・NPO 等の各団体と連携し、参加・体験型の環境イベントを開催した。環境保全に取り組む様々な団体の活動紹介や、スタンプラリー、クリーン大作戦、軽食を提供するフードコーナー、土木フェア 2017、ウォーキングイベントが行われた。
 - ・地球温暖化に関するパネル展示
 - ・東よか干潟に関する展示・むつかけの疑似体験・干潟の生き物人気投票
 - ・3Rに関する展示・ごみ減量クイズラリー・ごみ減量の取組みについてのアンケート実施・藻類によるまちづくりの紹介
 - ・藻類によるまちづくりの紹介
藻類食品の試飲・試食

1 2 佐賀市環境行動指針 4 - 1

望ましい環境像を実現するため、環境基本計画には4つの基本目標と2つの基本目標横断プロジェクトを設定している。その目標を達成するため、市民や事業所がどのような環境配慮行動をすべきかをわかりやすい指針としてまとめ、平成21年度に「佐賀市環境行動指針」を策定した。その後、地球温暖化対策の国民運動など新たな取り組みが開始されたことから、平成28年度に「佐賀市環境行動指針」を改訂した。

この指針は、市民や事業所が日常生活及び仕事の中で実践すべき具体的な行動を示しており、各行動によって得られる効果について、二酸化炭素の削減量及び節約金額に可能な限り換算している。

多くの市民、事業所が「佐賀市環境行動指針」に定める行動を実践することを目指し、広報・周知活動や出前講座を実施している。

(1) 名称及び内容

名 称	項目数	内 容
佐賀市環境行動指針市民編	54 項目	家庭でできる省エネ、ごみの減量 他
佐賀市環境行動指針事業所編	26 項目	事業所内でできる行動、移動時の行動 他

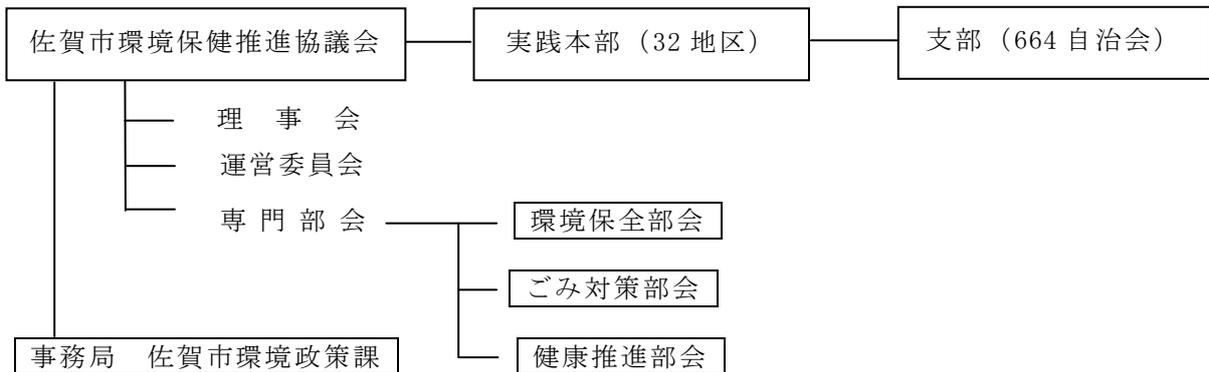
(2) 平成 29 年度出前講座の実績

職員出前講座制度や団体等からの直接依頼などを通じて、「佐賀市環境行動指針」に関する出前講座を実施。

- ① 実施期間：平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月
- ② 実施回数：4 回
- ③ 参加者数：116 人

1 3 佐賀市環境保健推進協議会 3-4・4-1・4-2・4-3

(1) 組織



(2) 事業

年 月 日	事 業 内 容
平成 29 年 8 月 9 日	環境美化を目指した取組みの講話・そば打ち体験 ：部会参加者 19 名
平成 29 年 8 月 10 日 ～9 月 30 日	エコプラザ de サマーDO! イベント動員 ：部会参加者延べ 17 名
平成 29 年 8 月 23 日～24 日	視察研修 (1 泊 2 日) 1 日目午前：ホシサン(株) (熊本市)、午後：(株)エコポート九州 (熊本市) 2 日目：西原村議会議員 堀田直孝氏講話 (阿蘇郡西原村) ：参加者 61 名
平成 29 年 9 月 29 日	心の健康講演会：部会参加者 45 名
平成 29 年 10 月 6 日 ～10 月 31 日	食品ロスゼロチャレンジ (ごみ減量の取組み) ：部会参加者 17 名
平成 29 年 10 月 14 日、15 日	ごみ減量クイズラリー：部会参加者 9 名
平成 29 年 11 月 13 日	路上喫煙禁止地区啓発キャンペーン ：理事参加者 12 名
平成 29 年 11 月 17 日	再生可能エネルギー講演・下水浄化センター施設見学 ：部会参加者 25 名
平成 30 年 1 月 26 日	健康料理教室：部会参加者 12 名
平成 30 年 2 月 14 日	第 58 回佐賀市環境保健推進大会：参加者 675 名
平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月	地区組織活動、部会活動事業
平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月	環境保健推進協議会理事会 3 回
年間の活動方針	【環境保全部会】地産地消の推進、環境美化への意識啓発、エコマーク等製品の促進
	【ごみ対策部会】ペットボトルのラベルはがし・キャップはずしの推奨、家庭版 3010 運動の推進、マイバッグ・マイボトルの推奨
	【健康推進部会】健診の勧奨、バランスある食生活の推進、ラジオ体操・ウォーキングの推進

1 4 佐賀市エコプラザ管理運営事業 4-1

○ 平成 29 年度エコプラザ総来館者数実績

区 分		団体数・実施回数	来館者数
施設見学	幼稚園/保育園	10 団体	261 名
	小学校	71 団体	3,785 名
	中学/高校/大学	11 団体	268 名
	その他団体	51 団体	1,061 名
	個人見学	—	974 名
	行政視察	88 団体	961 名
	計	231 団体	7,310 名
講座・イベント	3 R に関する講座	85 回	656 名
	3 R に関するイベント	26 回	4,519 名
	夏季イベント	11 回	918 名
	リペア・レンタル	70 回	367 名
	再生ゾーン個人来館	—	17,099 名
	計	192 回	23,559 名
貸 出	2 階大会議室	176 団体	6,110 名
	環境ラボ	57 団体	244 名
	計	233 団体	6,354 名
合 計			37,223 名

(1) 佐賀市エコプラザごみ減量啓発ゾーン管理運営事業

◎ 事業内容

環境学習の拠点として位置づけられた「佐賀市エコプラザ」において、施設見学案内、再生品の展示、広報活動、各種講座の実施など、3 R の推進に係る啓発業務を行った。

◎ 事業目的

佐賀市の環境学習の拠点として、市民に 3 R（ごみの減量・再利用・再資源化）の推進を目的としたごみ問題の啓発業務を展開し、市民の自発的な環境に配慮した行動に繋げることで、低炭素社会、循環型社会及び自然共生型社会の構築と生活環境の向上に繋げることを目的とする。

◎ 事業開始年度 平成 15 年度（平成 15 年 8 月 17 日開館）

※平成 17 年度から「ごみ減量啓発業務」として NPO 法人に運営委託。

※平成 28 年 2 月に、廃棄物に関する情報だけでなく、環境全般に関する情報の発信拠点として、「佐賀市エコプラザ」をリニューアルオープン。

(2) 佐賀市エコプラザ利活用推進事業

◎ 事業内容

環境学習の拠点として位置づけられた「佐賀市エコプラザ」において環境全般に関する多様な環境啓発イベントや講座を実施した。

◎ 事業目的

環境学習の拠点として位置づけられた「佐賀市エコプラザ」の更なる利活用と環境教育の推進を目的とする。

◎ 事業開始年度 平成 28 年度

◎ 事業実績

- ・夏季イベント「エコプラザ de サマーD0！」（7月～9月）

15 ごみ処理 4-2

(1) 分別収集

① 佐賀地区・大和町・富士町・川副町・東与賀町・久保田町

区分	対象物	収 集			処 理	
		回数	形態	場所	形態	方法
燃えるごみ	生ごみ、紙くず、廃プラスチック等	週2回	直営/委託	ステーション	直営	焼却→資源化・埋立て
燃えないごみ	金属、ガラスくず、陶磁器、電球、乾電池等	月2回	委託			プレス→資源化 破砕→埋立て
資源物	新聞・チラシ	月2回	直営/委託	ステーション	業者売却	資源化
	雑誌・包装紙・箱類					
	ダンボール					
	牛乳パック					
	布類					
	ペットボトル					
	ビン・缶	委託	委託			
	廃食用油	週1回	直営	回収拠点	直営	
蛍光管・体温計	蛍光管、水銀の体温計・温度計	月2回		ステーション	委託	
粗大ごみ	指定袋に入らない大型家具等	ステッカー方式：月1回 臨時収集：随時	委託	戸別	直営	リユース→リユース品販売 焼却→資源化・埋立て 破砕→資源化・埋立て

② 諸富町・三瀬地区（処理主体は脊振共同塵芥処理組合）

区分	対象物	収 集			処 理	
		回数	形態	場所	形態	方法
燃えるごみ	生ごみ、紙くず、廃プラスチック、布等	週2回		ステーション	組合直営 一部委託	焼却→資源化・埋立て
燃えないごみ	金属、ガラスくず、陶磁器等	月2回				破砕→資源化・埋立て
資源物	空缶・空ビン	月1回	委託	ステーション	委託	資源化
	ペットボトル					
	新聞・広告					
	雑誌類					
	紙パック					
	トレイ					
	ダンボール					
	廃食用油	週1回	直営	回収拠点	直営	
有害ごみ	蛍光管・電球、乾電池、体温計等	月2回		ステーション		
粗大ごみ	指定袋に入らない大型家具等	ステッカー方式：月1回 臨時収集：随時	委託	戸別	委託	

(2) ごみ処理事業の内容

① 指定袋制度

【歳入】

- ア 指定袋ごみ処理手数料 400,440千円（12,778,400枚）
- イ 指定袋広告料 350千円

【歳出】

- ア 指定ごみ袋製造経費 99,817千円（12,580,000枚）
- イ 指定ごみ袋販売手数料等 54,845千円

② ごみ減量啓発事業

事業名	件数	事業費（補助金交付額）
資源物回収奨励金	217 団体	3,961 千円
家庭用生ごみ処理容器購入費補助金	76 件(70 基)	108 千円

③ ごみステーションの適正管理

事業名	件数	事業費（補助金交付額）
ごみステーション維持管理活動補助金	648 団体	37,942 千円
カラスネット購入費等補助金	ネット 74 枚 BOX 型 24 カ所	1,353 千円

(3) 施設の概要

① 佐賀市の施設

ア 清掃工場

- i 所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369 番地
- ii 竣工 平成 15 年 3 月
- iii 処理品目 燃えるごみ及び可燃粗大ごみ（燃えるもの）
- iv 処理能力
 - ごみ処理施設 300 t / 日（100 t / 24h × 3 系列）
全連続燃焼ストーカ式焼却炉

イ リサイクル工場

- i 所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369 番地
- ii 竣工 平成 16 年 3 月
- iii 処理品目 燃えないごみ及び不燃粗大ごみ（燃えないもの）、ペットボトル、紙類、布類
- iv 処理能力 24 t / 日
 - 不燃ごみ、不燃性粗大ごみ処理設備 13t/5 h
 - 紙類圧縮梱包設備 9 t / 5 h
 - ペットボトル減容梱包設備 2 t / 5 h
 - 古紙、古布等貯留保管設備 約 370 m²

ウ 廃食用油再生工場

- i 所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369 番地
- ii 竣工 平成 16 年 3 月
- iii 処理品目 廃食用油
- iv 処理能力 1,600ℓ / 日

エ 佐賀市一般廃棄物最終処分場

- i 所在地 佐賀市嘉瀬町大字十五新地籠内
- ii 埋立開始 昭和 56 年 10 月
- iii 埋立地面積 146,400 m²

- iv 全埋立容量 450,900 m³
 - v 残余容量 109,989 m³
- オ 清掃工場南部中継所
- i 所在地 佐賀市川副町大字犬井道 5727 番地
 - ii 機能 主に家庭系ごみを受け入れ、一時的に仮置きした後、中間処理施設へ収集運搬する。

② 脊振共同塵芥処理組合（469 ページ参照）

③ 関連施設

株式会社佐賀資源化センター（第3セクター方式による法人）

- i 所在地 佐賀市嘉瀬町大字十五 2724 番地 1
- ii 処理品目 ビン・缶類
- iii 処理内容 選別、圧縮減容、保管
- iv 処理能力 20t/日

(4) ごみ総排出量（佐賀市全域）

年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
収集人口(人) 10月1日現在		235,466	234,742	234,197	
収集	可燃ごみ	直営	15,039	13,108	13,178
		委託	27,087	27,940	27,660
		許可	23,457	23,379	22,665
		小計	65,583	64,427	63,503
	不燃ごみ	直営	-	-	-
		委託	1,564	1,593	1,568
		許可	20	18	8
		小計	1,584	1,611	1,576
	資源物	ペットボトル	557	551	567
		ビン・缶	2,304	2,254	2,120
		紙・布類	3,494	3,421	3,082
		廃食用油	125	116	113
		小計	6,480	6,342	5,882
	粗大ごみ	直営	0	0	0
		委託	365	410	398
		許可	114	74	97
		小計	479	484	495
	有害ごみ	委託	11	11	10
	計		74,137	72,875	71,466
直接搬入	計	12,759	14,439	13,413	
処分業	可燃ごみ	1,688	2,267	1,779	
総量		88,582	89,581	86,658	
集団回収		1,602	1,427	1,320	
合計		90,184	91,008	87,978	

16 し尿処理 4-3

収 集：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において定められた「一般廃棄物処理実施計画」において収集の地区割りがなされ、許可業者（一部委託業者）が各地区を収集している。

処 理：佐賀市衛生センター（佐賀地区、諸富町、富士町、川副町、東与賀町）
 クリーンセンター天山（大和町、久保田町）
 三神地区汚泥再生処理センター（三瀬地区）

(1) 処理状況

（単位：KL）

年 度		25	26	27	28	29	
収 集 量	し 尿	委託	240	217	190	168	161
		許可	34,501	31,945	29,243	27,561	24,931
		計	34,741	32,162	29,433	27,729	25,092
	浄 化 槽 汚 泥	委託	5,668	6,703	7,943	8,874	9,563
		許可	22,496	21,564	20,247	17,620	17,040
		計	28,164	28,267	28,190	26,494	26,603
合 計		62,905	60,429	57,623	54,223	51,695	
処 理 量	し 尿	佐賀市衛生センター	26,796	24,860	22,578	20,723	18,768
		クリーンセンター天山	7,382	6,762	6,274	6,445	5,741
		三神地区汚泥再生処理センター	563	540	581	561	583
		計	34,741	32,162	29,433	27,729	25,092
	浄 化 槽 汚 泥	佐賀市衛生センター	19,324	19,172	18,021	17,425	17,125
		クリーンセンター天山	7,699	7,845	8,845	7,839	8,156
		三神地区汚泥再生処理センター	1,141	1,250	1,324	1,230	1,322
		計	28,164	28,267	28,190	26,494	26,603
合 計		62,905	60,429	57,623	54,223	51,695	

○ 平成 29 年度地区別処理状況

(単位：KL)

地区	佐賀	諸富	大和	富士	三瀬	川副	東与賀	久保田	合計
し尿	10,748	1,445	5,023	327	583	4,880	1,368	718	25,092
浄化槽汚泥	9,657	1,085	7,088	1,472	1,322	4,269	642	1,068	26,603
合計	20,405	2,530	12,111	1,799	1,905	9,149	2,010	1,786	51,695

(2) 施設の概要

- 名称 佐賀市衛生センター
- 所在地 佐賀市巨勢町大字牛島 528 番地
- 敷地面積 16,027 m²
- 竣工 平成 3 年 3 月
- 処理能力 260 k l / 日 (し尿 175 k l / 日、浄化槽汚泥 85 k l / 日)
- 処理方法 高負荷脱窒素処理
- 放流先 公共下水道
- 焼却炉 15 t / 日
- 総工事費 2,410,000 千円